

チッタミラマーレ 2026 出展規約

1.会期

2026年3月22日（日曜日）

ただし、会場の都合及び天災等により中止する場合があります。

2.会場

施設名：内海東浜駐車場

住所：愛知県知多郡南知多町内海一色118

3.主催・運営

主催：チンクエチェント博物館

運営：チッタミラマーレ 2026 実行委員会

〒467-0872

愛知県名古屋市瑞穂区高辻町14-10

TEL：052-871-6464 FAX：052-882-1105

Eメール：ciao500ciao@gmail.com

4.出展申込み

① 申込み締め切り

2026年2月10日（火曜日）

※出展申込み期間中であっても、申込み面積が予定面積に達した場合は、締切日を繰り上げることがあります。

② 申込み方法

出展申込書に必要事項をご記入のうえ、Eメール（ciao500ciao@gmail.com）、FAXのいずれかにてお申込みください。

③ 申込み面積

会場の都合あるいは出展申込みの状況によっては、事務局が面積の調整をすることがあります。

④ 申込みの決定

出展申込みは、申込書受理後、効力を発生します。なお主催者は出展の申込みが、適当でないと判断した場合には出展をお断りする場合があります。

5.出展料金支払いスケジュール

支払い期日：申込み受付後10日以内もしくは最終支払期日までにお支払いください。

最終支払い期日：**2026年2月17日（火曜日）**

◆振込み手数料は申込み者負担となります。

6.出展申込み後の取消

出展申込み後、出展を取消す場合は、次のとおり取消し料を申受けます。

開催日より21日前までの解除…無料

開催日より20日から8日前までの解除…出展料の50%

開催日7日前以降又は無連絡不参加…出展料の100%

振込先

銀行名：あいち銀行

支店名：東郊通（トウコウドオリ）支店

口座種類：普通預金

口座番号：2028064

口座名：チンクエチェント博物館

7.スペースの転貸等の禁止

出展者は、自社分に決定したスペースを、主催者の承諾なしに転貸、売買、交換あるいは譲渡することはできません。

8.共同出展の取扱い

2社以上の出展者が共同で出展を申込むことができます。この場合は、1社が代表して申込み、出展料の支払い等の諸手続きを行って下さい。

9.搬入と搬出

① 出展者は 2026 年 3 月 22 日（日）午前 7:00～8:00 に会場入口に集合してください。係員の誘導の元、会場に入場します。時間厳守をお願いします。※延期の場合も集合時間の変更ありません。

後日配布する「出展者様用マニュアル」も必ず読みください。

② 会期中は、主催者の承認なしに、出展者が小間内へ展示物を搬入、撤去、移動することはできません。

③ 小間内の整備は 9 時までを行い、展示を完了してください。同時に空箱・残材等は撤去して下さい。

④ 出展者は、出展品の撤去を 16 時 30 分めどに完了してください。17 時に会場は完全閉鎖となります。期日までに撤去されない物品は、出展者の費用および危険負担で主催者が撤去します。撤収作業は、閉会式後に行ってください。

10.印刷物と宣伝行為

① 主催者は、本展のガイドブック等印刷物全般の発行について占有権をもちます。

② 主催者は、印刷物の作成にあたって十分留意しますが、掲載に誤りや脱落等があった場合は容赦願います。

11.補償

出展者およびその代理者が他者の小間、主催者の設備、または展示会場の設備および人身等に損害を与えた場合は、その補償は出展者の責任になります。

12.出展品の管理と免責

主催者は準備から撤去までの全期間を通じ、会場の管理にあたりますが、展示品の損害、滅失、盗難などに関する責任は負いません。

13.保険

出展者は、会場への物品搬入開始から撤去終了までの期間必要と思われるものについて、損害保険に加入して下さい。

14.その他

① 展示品や小間の保守および清掃は、出展者の責任で行ってください。展示品の撮影等の可否は、当該当出展者の責任で行ってください。

② 天災地変等のやむをえない理由で本イベントが開催できないときは、主催者はすでに受けている出展申込みを取消すことができます。すでに払込まれた出展料については、必要経費を差し引いた上で、なお余剰金があった場合、これを出展面積に按分して出展者に返却します。

③ 出展者が出展規定等に違反した場合は、主催者はその出展者の出展をお断りすることができます。この場合、その展示スペースは主催者が処分することができ、また、すでに払込まれた出展料等は返却しません。

④ 主催者が本催事の目的に沿わないと判断した場合、また事前申込書の出展内容と違う内容の出展を行った場合は、出展内容の変更および取り消しを求めることがあります。

⑤ 主催者と出展者、来場者、関係者との間で解決できない事項が発生したときは、主催者所在地の裁判所に裁判を委ねます。

以上